

奈良県訓令第十二号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条第八号中「地域デザイン推進局長」を「まちづくり推進局長」に改め、同条第十四号中「道路政策官、防災政策官及び河川政策官」を「防災政策官、道路政策官、河川政策官及びまちづくり政策官」に改め、同条第十五号中「、同項第十一号に規定する所長及び同項第十二号」を「及び同項第十一号」に改め、同条第二十二号中「、同項第十二号に規定する部長」を削り、同条第二十四号イ中「（地域デザイン推進局理事を除く。）」を削り、「部参与」の下に「（政策参与（危機管理担当）を除く。）」を加え、「地域デザイン推進局次長」を「まちづくり推進局次長」に、「防災政策官」を「まちづくり政策官」に、「エ、キからケまで及びコ」を「ウ、エ、ク及びケ」に改め、同号ウ中「知事公室次長（秘書担当）及び」及び「統計分析課」を削り、同号エ中「知事公室次長（南部東部振興・奥大和地域活力推進担当）並びに」を削り、同号オ中「知事公室次長（防災（技術）担当）」の下に「、政策参与（危機管理担当）」を加え、「消防救急課及び安全・安心まちづくり推進課」を「及び消防救急課」に改め、同号カ中「女性活躍推進課、奈良つ子はぐくみ課」を「こども・女性課、こども保育課」に改め、同号キ中「、医療保険課及び介護保険課」を「並びに医療保険課、介護保険課及び地域包括支援課」に改め、「並びに地域包括ケア推進室の課の室長」を削り、同号ク中「薬務課の課長」を「薬務・衛生課の課長、医療政策局に置く参事」に改め、同号ケ中「ならの観光力向上課の課長、観光プロモーション課の課長及びMICE推進室」を「観光戦略課及び観光力創造課の課長、奈良公園室」に改め、同号コを次のように改める。

コ まちづくり推進局次長並びにまちづくり政策官並びにまちづくり推進課、県土利用政策課、公園企画課、住宅課、建築安全課及び営繕課の課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 まちづくり推進局長

第二条第二十四号シ中「、所又は産業振興総合センター」を「又は所」に改め、同条第三十一号中「奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二

条第四号に規定する総務事務システム」を「電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するもの」に改める。